

サニナビ

北九州



北九州市保健所
食品監視検査課
広域指導係
小倉北区西港町 94-9
TEL 093-583-2048
FAX 093-583-2044

『福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例』が施行されます！

福岡県では、この条例が、平成28年10月11日に制定・公布され、平成29年4月1日から施行されます。

条例制定の趣旨は

行政はもとより、事業者、県民が一体となって、それぞれの役割を果たしつつ、連携、協力しながら食の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく必要があることからこの条例を制定しました。

条例のポイント

今回、制定された条例の中で、一番のポイントは、「自主回収の報告」が制度化されたことです。これに基づき、特定事業者が食品等の自主回収に着手した場合、当該食品等の名称、当該食品等を回収する理由などを知事に報告しなければなりません。

なお、本制度は、自主回収の報告を義務づけるもので、自主回収自体を義務づけるものではありません。

●なぜ自主回収の報告が始まるのか？

食品による健康への悪影響の未然防止や拡大防止の観点から、県民に周知が必要な情報を可能な限り把握し、正確かつ迅速に県民に情報を提供する必要があるからです。

●自主回収とは？

自主回収とは、特定事業者が、その製造、輸入、加工又は販売した食品等について、自主検査や消費者からのクレーム等により、自ら食品衛生法及び食品表示法違反、又はその疑いがあることに気づき、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止のため、自らの判断で回収を決定し、実施することを指します。このため、食品衛生法又は食品表示法の規定に基づく回収命令を受けての回収は含まれません。

●自主回収報告制度の対象者は？

食品等の自主回収に着手した場合に報告義務が生じる事業者を「特定事業者」と規定しています。

●報告を行う事業者は？

県内に食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行うための施設(事務所、事業所、工場、倉庫等)を有し、食品等の自主回収を行う事業者です。

	食品等の製造、輸入、加工 又は販売の事業を行う者
県内に食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行うための施設(事務所、事業所、工場、倉庫など)がある	特定事業者
県内に食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行うための施設(事務所、事業所、工場、倉庫など)がない	

●食品等とは

本制度で対象となる「食品等」の範囲は、次のとおりです。

- ①食品…全ての飲食物
- ②食品添加物(例)保存料、甘味料等
- ③器具(例)食器、箸、スプーン
- ④容器包装(例)びん、缶、樹脂パック

●自主回収事例

- 期限を印字する際に、平成29年〇月△日とするところ、平成30年〇月△日としてしまった。
- 商品の容器が膨張しており、検査の結果、カビが混入していることが判明した。
- 原材料の仕入れ先を変えたところ、以前は含まれていなかった小麦を含むことが判明した。表示を変更しなかったため、アレルギー表示が欠落していた。

※「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」全般についてのお問い合わせは、福岡県保健医療介護部保健衛生課食品衛生係までお願いします。
電話：092(643)3280

- ※北九州市保健所
- 食品監視検査課
電話：093(583)2048
- 東部生活衛生課
電話：093(522)8728
- 西部生活衛生課
電話：093(642)1441

(八幡西区役所代表)

編集後記
春らしい季節になってきました。今月の写真は「つばき」です。